

アティファイ株式会社

アティファイ 東京事務所

許可番号 13-ユ-319792

返戻金制度について

返戻金制度に関する規定

(目的)

本制度は、当社が提供する人材紹介サービスにおいて、紹介した求職者が一定期間内に退職した場合に、クライアント企業に対して一部手数料を返戻するためのものです。

(適用条件)

本制度は、以下の条件を満たす場合に適用されます。

1. 当社の紹介により採用された者が、本人の責に帰すべき事由により入社後6ヶ月以内に退職または雇用契約が終了した場合。
2. 退職理由が以下に該当しない場合：
 - 会社側の都合（例：整理解雇、業績悪化による契約終了、配属部署の変更等）
 - 不当な労働条件の変更やハラスメント等による退職
 - 労働基準法その他の法令に違反する労働環境による退職
3. クライアント企業が、紹介手数料を契約通りの期日までに全額支払っていること。

(返戻金割合)

本制度における一般的な返戻金割合は以下の通りです。

在籍期間	返戻金率（紹介手数料に対する割合）
入社後1ヶ月以内の退職	50%返戻
入社後1ヶ月超3ヶ月以内の退職	25%返戻
入社後3ヶ月超6ヶ月以内の退職	5%返戻
入社後6ヶ月を超えた場合	返戻なし

ただし、個別の契約に応じて別途返戻金率を定めることができるものとし、契約締結時に書面にて取り決めるものとします。

(返戻手続き)

1. クライアント企業は、退職発生後7営業日以内に当社へ書面（電子メールを含む）にて通知するものとする。
2. 退職の理由について客観的な証拠（退職届、本人の申し出に基づく証明など）を提出すること。

3. 当社は、返戻の適用可否を確認した上で、返戻金をクライアント企業へ返金する。
4. 返戻金は、退職の発生した翌月末までに指定の口座へ振込するものとする。

(その他の注意事項)

- 本制度の適用は、クライアント企業が契約条件を遵守している場合に限る。
- 返戻金制度は、紹介手数料の減額や請求猶予を意味するものではない。
- 本制度の内容は、法令の改正等により変更されることがある。

以上。